

平成19年 第2回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

12番、室原議員の一般質問を許します。室原議員。

議員 12番 室原 健剛君

12番、室原です。通告書に基づき質問を行います。質問の前に、この6月定例議会は横尾議長を初めとして新議員の皆さん、ベテラン議員の皆さんを含めて選挙後の初議会ですから、これから町政にかかわる心構えとして、皆さんが選挙期間中に町民の皆さんにお約束された選挙公約、ここにありますがこの選挙公約が1つでも実行されるよう皆さんが努力されるなら、この芦屋町はもっと活力のある町になると思います。そうして、多くの夢の持てる町になると思いますから、一層の奮闘を期待するものであります。

前置きはこのぐらいにして、本来の質問に入りますが、今社会問題化している格差の現象が地方自治体にも広がっております。国の借金が1,000兆円と言われる中、前小泉政権が打ち出した中央と地方との関係の構造改革路線は、中央から地方への移転経費の削減と自治体財政支出の効率化と圧縮を求めた三位一体改革を小泉政権は発表いたしました。

この方針によって、小規模な自治体の多くは補助負担率の引き下げによる負担増、地方交付税の減額などで予算の立てようがなく、財政調整基金などの基金を取り崩してどうにか予算を工面しているのが現状で、この芦屋等とて例外ではございません。

このため、各自治体ではそれぞれが持つ立地条件、観光、産業をフルに生かしたまちづくりなど、自主財源を求める施策が急がれていますが、ここにはこの条件の整ったまちとそうではないまちとの格差が生じようというものです。

この遠賀郡内でも、遠賀町では遠賀川駅周辺の開発と第3次産業の企業誘致、水巻町でも水巻駅周辺の再開発を最重点に取り組むと言われております。また、岡垣町では、大型店舗の誘致が進んでおります。スーパーイオンの進出が今決定をしておりますが、このように自治体の自主独立の行政が進行しております。この芦屋町でも、4月に施行された選挙で全候補者が町の再開発と活性化をうたい、芦屋町民の期待がいかに高いかを計り知ることができます。

そこで、私は数ある芦屋町の再建、活性化対策の中で、限られた時間の中の質問ですから観光事業開発について町長の見解をお聞きしたいと思います。まず、芦屋町の観光開発と言えば、皆さんがすぐ頭に浮かびます芦屋海岸を生かした開発以外には考えられません。その中心となるのが、芦屋から山鹿側にかかるなみかけ大橋であることは衆目の一致するところであります。

ところが、このなみかけ大橋の芦屋側には巨大な県有地があります。しかも、この県有地内では大型のテトラポットが生産されております。これは皆さんご承知のとおりであると思います。

これから夏場に入りますが、この作業所からは大量の砂じんが巻き上がっております。芦屋の観光開発にとって、大変なマイナスとなります。海岸線の観光開発と県有地の所在をどのように考えられるのかお聞きしたいと思います。

次に、競艇事業再建についてお聞きいたします。午前中の競艇関係について、今井議員の質問がありました。今井議員の質問を聞いておりますと、鳴かざるば殺してしまえほととぎす、いわゆる信長論調のように聞こえました。私は、鳴かざれば鳴かしてみましようほととぎす、いわゆる秀吉調でこの質問を行いたいと思います。

まず、この競艇の質問については、前鈴木町長は、芦屋の議会では競艇の質問はなじまないということで討論を避けてきました。ですから、我々もこの芦屋の議会では討論しないで、いわゆる二カ町競艇施行議会で論議をいたしました。何せそこには遠賀町と岡垣町の議員が同席で、芦屋の手の内を見せるような質問はできません。したがって、この問題は思い切った質問ができないまま今日に至っております。

ところが、その間ここ数年の競艇場の売り上げは急速に落ち込んでおります。経営も連続して赤字を計上いたしました。その赤字対策としては、ご承知のように従事員の賃金を含む労働条件に対する大がかりな合理化が実施されました。競艇開催費も大幅に削減されました。その対策と、才能豊かにかつ優秀な職員を経営に当ててみたが、今の競艇事業の赤字が続いております。

この4月の選挙でも、候補者の多くの公約は町の活性化と競艇事業の再建でした。しかし、競艇場の再建には何ら皆さん方具体策もないで、やれ民間活力の利用だとか民営化という話が無責任に言われてきたと私は思います。

芦屋町は、競艇事業に取り組む前は、教職員の給与の支払いもままならなかった時代があります。この競艇事業は、今日の芦屋町発展の基礎を築いたと言っても過言ではありません。それが今、時代の流れとは言え赤字経営の連続です。それでも、競艇場の経営は芦屋町の将来を大きく左右するだけの要素は十分に持っています。

芦屋町の行政に携わる人は、いま少し競艇事業に関心を持ってもらいたいものと希望するものであります。今競艇業界は、経営も組織形態も大きく変わろうとしております。なのに、私たち議員に具体的な内容が知らされることなく、現在開催中の第116回の国会に議案として提出されたモーターボート競走法の改正であります。

この競走法の改正は、中身についてたくさんありますが主だったものを申し上げますと、包括民営化、私人への委託、配当金率の変更といった、我々では看破できない問題が多く含まれております。

今後の競艇事業の変革は、急速に大胆に実施をされることが予測されます。このように、業界の再編成が急速に進む中で、芦屋競艇場の経営方式をどうするのかまずお聞きいたします。

私は、競艇事業の再建については、何を言っても芦屋町が単独で経営することにあると思っております。この問題は、芦屋町外二カ町競艇施行組合で延べ22回の協議を行っているにもかかわらず、いまだ結論に至っておりません。

聞くところによりますと、遠賀、岡垣では一定の条件が整えば芦屋側の希望を認めてもよいという話がありますが、要は私は芦屋側の決断ではないかこのように考えますから、この問題についても今後どうされるのかをお尋ねをいたします。

次に、前段で申し上げましたように、今競艇業界は競走法の改正によって大きく変化しようとしています。早ければ、平成20年度から法改正による運営の改革が進みます。この時期を迎えても、今なお芦屋競艇の経営形態は旧態依然であります。業界の変革に対応するためにも、早急に経営、運営、組織形態の見直しが必要と考えますが、どうされるのかお尋ねをいたします。

最後に、現在競艇業界では経営も運営も組織形態も大きく変わります。この時期に、芦屋町、特に芦屋議会の皆さん方、私も含めてですが業界の情報がぜんぜん入ってこない。いかに我々が競艇の再建を言おうとも、業界の情報なしには競艇をどうするああするという論議はされないわけですから、情報の公開が今必要だと思いますが、何か言ってはならないことがあるのか、これもお尋ねをいたします。

これで第1回の質問を終わります。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

町長 波多野茂丸君

まず、1点目、観光開発事業についてということで、芦屋がなみかけ大橋の芦屋側の県有地の件でございますが、議員おっしゃるとおりこれは私自身も前々から感じておったところでありまして、実は先月、5月23日に福岡県港湾所在地町村懇談会というのが福岡でございました。

それは何かと申しますと、福岡県内のいわゆる港湾所在地町村、福岡県内8つあるわけでございます。苅田、芦屋、豊前、宗像、大牟田、大川市、北九州市、福岡というところでの町村が一堂に会しまして総会があったわけでございますが、その折いわゆる国交省、それから県、関係のいわゆる役所の方もおいでになりました。

その折、他の関係ない方もいらっしゃったんですが、総会終わって各関係港湾の8つの町村の方、首長さんと国県の方と懇談会がありました。その折、私は今室原議員がまさにおっしゃられたとおりのことをお話申し上げました。

これは、芦屋港湾は産業港ということでなっておるわけございまして、この産業港というのはいろんな過去のいきさつ等々の中でこういう位置づけがあったんだろうと思うわけでございますが、私はその規模、港の港湾の規模、それから道路体系、それから港湾とするその湾の形、こ

ういうことをかんがみて、産業港とするには無理があるのではないのでしょうかということを申し上げました。

それで、やはりこれは芦屋町は観光立町でございますので、何とかこの産業港をレジャー港として目的変更できないかというふうをお願いいたしました。国の方は、目的変更はできますというご返事をいただいたわけでございますが、これは県の港湾でございますが、これは県のいわゆる関係役所の方は非常に、なかなか難しいようなお話をされておりました。

ここで疑問に思ったんですが、国がいいで県が悪いという、その辺はまたおいおいいろんな歴史的なものがあるでしょうから私自身ちょっと精査してみようかなと思ってるわけでございますが、マリンテラスからいわゆる芦屋の砂浜の方を望みますと、テトラポットの工場が目についてどうしても、言葉悪いんですが目ざわりというか、波津までのいわゆる海岸線、港、漁船がとまってるその中で、何となく不気味な感じがするわけでございます。

このことは、私は根気よく今から国、県に働きかけて、時間がかかるかもしれませんが、今私がお話したように何とかレジャー港として芦屋町の観光立町という、本物の観光立町というものにして行きたいと私は考えておるわけございまして、それともう1つつけ加えますと、あそこに砂が相当堆積いたします。

それで、今これは国の方は国の施策において里浜づくりということでどうでしょうかという、これは国の施策でございまして、このことも先日町長室に国交省の方がおいでいただきまして、絵を持って見えましてこういうような形で構想しておりますがというふうで、ごあいさつ程度のお話をさせていただいたわけでございます。まさに、この県有地で行われておりますテトラポット、それから港湾の利用については何とかしなければいけないと私は考えておる次第でございます。

以上でございます。

それから、次の競艇経営の再建につきましては副町長の方から答えていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長 横尾 武志君

副町長。

副町長 安高 直彦君

それでは、私の方からご説明をさせていただきたいと思えます。競艇事業の、今回法律改正が、昭和37年以来、特に交付金等についてはそれ以来、45年ぶりぐらいに法律改正がされるというような画期的な状況でございますが、今回のモーターボート競走事業の法律改正が行われるに当たりまして、競走事業の意義と言いますのは、芦屋町から言いますと売上金が自治体における福祉増進等の公共サービス、行政サービスに充当できるということ、それからいろんな雇用の場

の提供と地域経済の活性化等への寄与ができるとういうような意義があるわけですが、最近になりまして競走事業の売り上げが非常に長期的に減少してきたということで、各施行者、それから競走会の収支も非常に悪化をしないとということで、現在43施行者中15が赤字でございます。

それから、19競走会中15が赤字というようなことで、これは16年度分なんですけど、このようなことから競走事業がその社会的な意義を全うできるようにということで、今回いろんな見直しが行う必要があるということで、その中で事業運営の効率化だとかより一層の事業の振興、それから効率的な事業実施体制の整備、こういうようなことで将来にわたるモーターボート競走事業の自立的な発展と幅広い公益目的の実現をしようという、こういうのが法律の改正の主眼点であります。

法律の内容につきましては本年の5月18日に国交省が施行者に対しまして競走改正の全容の説明を行っております。これにつきましては、法律本文の説明ということで、中身について詳しい内容等についてまだ協議が進まれている分がございます。

それと、5月の28日、これに全施協の総会におきまして競走事業の中身について、幾分そういった内容の説明等々がっております。それで、この法整備は今回一応できましたけれども、具体的な基準とかそういったものについては今後順次通達等で示されると、そういうような状況でございます。

したがって、一番最後のご質問にもあるんですが、業界の情報が伝わってこないということでございますが、まだまだ協議の進めがされておるとい部分がございます。

特に、今回芦屋町、芦屋競艇として一番の問題は19条の交付金、これが見直しがされるということ、これが施行者にとりましては非常に大きな希望と言いますか、そういったものがあるわけでございます。

この率につきましても、引き下げが行われるわけでございますけれども、このいわゆる旧、法律改正前の19条の交付金と今回の見直しが行われますその差額の70%程度をいわゆる拠出をするということで、いろんな活性化の支援元資に充てるというようなそういった枠組みになっておるようでございます。

残り30%については、本来施行者の負担減につながる内容なんですけど、この中でも従来の情報センターとかいろんな拠出の関係については、その中から負担をしていかななくてはいけないというようなことでございまして、その最終的な施行者としての負担軽減になる部分、これがどうなるかということについてはまだ、まだ審議がされてるというような状況でございまして、この経過的な部分につきましてはちょっと今そういう状況でなかなかお話できるタイミングが、どうかなというふうなこともございまして、今日までお話をさせてもらっておりません。そういうようなことでございますので、内容の詳細がわかり次第また皆さん方にもご協議をさせていただ

きたいと思います。

それから、次の単独施行云々ということもちょっとございましたけれども、これにつきましてもうかねてから、累積赤字の処理の問題で関係の二カ町との間でずっと協議を続けております。

23回ほど、いろんな助役会議、それから町長、助役、議長、こういった9者会議、こういったものの中でずっと協議をやってまいりまして、3月の19日に9者会議の最後の会議を開いたわけでございますが、そのときに岡垣、遠賀両町の意味、それと芦屋町の意味、こういったものを一応出しまして、それぞれの内容で一応協議の区切りとしまして、今後この分をベースとしまして新体制で協議をしようということで一応申し合わせを確認をいたしております。

したがいまして、今回選挙等々で新しくかわられている方もおられますので、今後この内容等につきまして新たに協議を進めさせていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

室原議員。

議員 12番 室原 健剛君

質問の1番目の県有地の問題について、再度お伺いいたします。この県有地の処理の問題については、今町長が言われたとおりだろうと思います。県有地ですから、国が口挟むわけにはまいりませんし、県としてはあの広大な土地でテトラポットを生産をして福岡県の各海岸にそれを設置すると、こういう大きな目的がありますからなかなか我々が思うようにはいかないと思います。

しかし、この県有地は、今後芦屋町の観光開発にとって必ず私は問題になると思います。ですから、この県有地の芦屋町に帰属する問題については、今からやっぱり運動を起こしてやらなきゃならぬだろうと思います。

私は、前鈴木町長時代に街の一角を変えるだけでも10年はかかるよ、とこういう話をいたしました。聞いた聞かんか知りませんが何もしませんでした。例えば、福岡市と北九州市の開発の差、今言われてることは30年の差があるちゅ言われるんですよ、30年の差。

それはなぜかと言いますとね、谷吾平市長が5期20年間市政を預かりました。その後、末吉さんが16年間市政を預かりました。残念ながら、谷さんの5期20年の間この北九州市の開発は、工場群がたくさんありますから開発が進みませんでした。

その間、福岡市はどんどん開発が進んで行きました。そして、北九州市がやっと都市開発に手をつけたのが末吉さんでした。小倉の紫川を中心としてたくさんの橋をかけて、リバーウォーク小倉をつくったのも末吉さん、こういうふうにそのときの指導者の決意次第でまちの発展は私は変わると思うんです。

遠賀郡の話をしてみますが、となりの遠賀町、遠賀町役場からゆめタウン、それから芦屋競艇

場におけるあの道路沿いの開発、これはすばらしいものがあります。岡垣町の開発を見てもらなさい。海老津駅から岡垣町の役場の前までは、大きな道路が2本入りました。そして、町の開発の状況を見ると全く都市型の開発です。

ですから、私は今後遠賀郡4町の合併問題が出たら、岡垣町は単独で市政を宣言するんじゃないかこのように考えます。それに比べて、芦屋町の開発は一体どうなっとんだと、いわゆる前々町長時代からの問題で芦屋町の開発に全然力が入ってない、その差が遠賀町と岡垣町との芦屋町との差だと私は考えます。

特に、町民会館1つとってもそうです。いまだに芦屋町の町民会館は折りたたみのいすを並べなきゃならん。岡垣町にとっては立派な物があります。遠賀町にもあります。水巻町にもあります。いわゆる芦屋町の町民会館1つとっても他町におくれをとります。そういう状況ですから、私は芦屋町の開発はうかがいすることができると思うんです。

そこで、岡垣町の借金を申し上げておきますが、起債を含めてわずか53億円、岡垣町の予算の中で8.1%、この状況の中で芦屋町よりも数段すばらしい町の開発が進んでおります。

そういうことですから、私は最初に申し上げましたように芦屋町の開発、あるいはまちの開発は10年かかる。10年先を見てまちの開発は進めなきゃならん。そういうことですから、問題は責任者のやる度量の問題、気構えの問題ですから、その辺町長どのお考えですかお聞きします。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

選挙終わりました1カ月、5月1日就任いたしております。室原議員おっしゃられましたように、我々は選挙でいろんな公約をいたしました。私自身も3つの理念と10項目の目標を掲げて立候補させていただいたわけでございます。その中で、芦屋町の再生というキャッチフレーズで当選させていただいたわけでございます。

やはり、今室原議員おっしゃるように、過去のいわゆる施政者に対する、これは功罪いろいろあったと思うわけでございますが、そのときそのときの場面場面で一生懸命政治をされたことだと思うわけでございます。

やはり、そのときそのときの首長のビジョン、考え等々が反映されなければならないわけでございますが、私は今室原議員がおっしゃられたことと全く同じ考えを持っておるわけでございます。

とにかく町を、ばらばら、今もう施設も観光施設もすべてばらばらになっておるわけでございます。それを何とか町民の、いわゆる少子高齢化になったときにどっかに施設がばらばらであれ

ば住民の方が不便を感じるということで、まず住民の方の利便性を考えて、この庁舎リニューアルしますんでこの庁舎を何とかいわゆるベースにする、情報の発信基地にする。

そして、私のマニフェストというか目標の中にいわゆるタウンバスが、町立病院の前ですのでこれを延長して、山鹿の夏井ヶ浜、はまゆう地区まで延ばす。そうすれば、観光客の利便性が図れるというふうな、いろんな観光立町としての今からの目標を掲げさせていただいておるわけでございまして、そのことにつきましては、午前中の質問の2人の議員さんにもお話しましたが、今から各所管といろいろヒアリングをしてその目標達成に向かって行きたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長 横尾 武志君

室原議員。

議員 12番 室原 健剛君

これで1番目の質問は終わりますが、ぜひ今から取り組んでほしいと思います。なかなか難しい問題でしょうが、これやっぱり芦屋町の再建の基礎に私はなると思いますので、ぜひお願いをいたします。

次に、競艇場の問題について副町長にお尋ねをいたしますが、この競艇場の問題は、今私は区切ってこう質問をしてきましたけども、総合的に質問をした方がよろしいように感じますんで、総合的に話をしたいと思います。

まず、二カ町競艇施行組合をこれからどうするかという問題ですが、これは副町長が言われるように相手があることですから、なかなか一概には芦屋町の手の内は見せられません。それはよく理解をいたします。

ですから、私は芦屋町の競艇再建の第一歩は芦屋町単独の経営であるということだけを申し上げて、この問題の追求は避けます。

2番目に、芦屋町の経営の再建については、鈴木町長時代に隣のいわゆる大学の先生だとか、あるいは計理士だとか、あるいは連合会から関係者を呼んで何人かで委員会をつくったり、あるいは関係者だけで再建委員会をつくったり何回かされましたけどもね、何の役にも立たん。出てくる文書を読んでも、我々がつくった方がよっぽどあかぬけた文書ができる、そういうくらいのいわゆる再建委員会の結論でした。

そこで私は、いわゆる経営体制の見直しについて若干意見を申し上げておきます。いわゆる競艇場の組織の機構を大幅に見直すことからまず始めなきゃなりませんが、現在の職員体制では公務員としては優秀な人材であっても、こと経営については私は素人と言わざるを得ません。

私は、公務員の皆さんが優秀な公務員であっても、競艇経営に対しては苦勞する。ですから、

この際民間の人材を求める、そして経営をやる。それには、そういう専門のスタッフが要りますから、その人たちを網羅して競艇場の再建委員会をつくったらどうかと考えますが、まずその点の意見についてお答えを願いたいと思います。

次に、今副町長が言われましたように、我々の中に競艇に関する情報が全く入ってこないんです。なぜ入ってこないか、私がここにモーターボート競走法及び関係法令の改正についてこういう書類持ってますよ。

これ、私はどこから手に入れたかと申し上げますとね、国土交通省開示局の総務課から僕は手に入れた。この書類はね、施行組合の関係者の手に入ってるはずなんですよ。これを見て私が驚いたことには、この中身を申し上げますと、まず包括民営化、モーターボート事業の包括民営化、あるいは私人への委託、そしてもう1つは配当金の率の変更があるんです。配当金の率の変更。

今、舟券を買って当たる、75%を配当金としてもらいます。ところが、この配当金の率が100分の80に変更される、これが今この法律で、法改正で実行されようとするんです。いわゆるこの方法は、各施行者が国土交通省大臣に配当金の率の変更として申請をすれば、大臣がそれを認可すればそこから100分の80で配当金が払われる、こういうことになるんです。

そうなりますと、どういう問題が起きるか、今24場の中でかろうじて16場ぐらいが黒字で経営をしている。特に、住之江とか蒲郡だとか隣の若松のナイターをやってるところは、芦屋は250億の売り上げなら隣の若松は500億以上、去年もそうです。こういうところが、うちの配当金は100分の80にしたい、こう申請を国土交通省にすればそれを許可されれば、芦屋は配当金は100分の75、若松は100分の80、ファンはどっちに向くかという問題ですね。

これは、我々は真剣に考えなきゃならん問題なんです。こういう問題が、我々の手元に情報として入らない限り、競艇の再建だとか競艇の組織の切りかえだとか、こういう論議にならんわけですよ。

そしてもう1つは、副町長が言われました19条1号2号の交付金の問題、今3.5、総売り上げの3.5を笹川陽平が持っていきます。日本財団が持っていきます。その3.5を、その中から2.6%カットする、その金額は約60億円、その金額60億円、その60億円のうち70%をこの競艇事業活性化基金としていわゆる日本財団が預かる。

そして、各施行者に配分するのはそのうちの30%、いわゆる金額にして18億円、その上に競艇広報センターに競艇24場から拠出金が出てます。その金が15億円あります。15億円。そして、今年度からまた選手賞金が下がるようとしています。合計40億円の金が、施工者に残ります。

その金をめぐって、各施行者いわゆる先ほど言われました全施協の会議が5月29日に開かれた。この金をどう分けるか、これも難しい問題です。金を余計出したとこと、うちみたいに少な

いとことありますから、その配分率によってもめるでしょう。そういう状態が、今施行者の中に生まれております。

そして、この今申し上げましたモーターボート競走法が衆議院で通過をいたしまして、参議院では3月の30日に通過いたしました。恐らく、この116回の国会の終会が6月の中ごろと思いますが、この中ごろでこの法律が成立すると思われま。

そこから、具体的にこの法に従った施行はされるわけですから、いわゆる平成20年度にはこの法律にしたがった具体的な施策が連合会、あるいは日本財団あたりから私は流れてくると思うんです。ですから、今の段階でこの競艇のいわゆる施策について具体的な対策を立てておかないと間に合わない、こういう危惧がいたします。私は先ほども申し上げましたように、いわゆる芦屋競艇場の再建についてどんな手があるのか、どんな手があるのか、どうするのか、それが1点。

2点目は、今申し上げました競艇界をめぐる1号2号の交付金の問題、あるいはファンに配当する配当金の変更、こういう問題を目の前にしてどういうふうに対策をとられようとするのかお伺いいたします。

議長 横尾 武志君

副町長。

副町長 安高 直彦君

前後しますけども、2番目の問題からちょっとお答えをいたしたいと思います。

今回、いわゆる法律改正等が行われまして、細部にわたりましてはまだ、先ほど言いますように5月の全施協の理事会で内容説明があった、資料をいただいたという状況でございます。

それで、今回のその法律改正の主なものとしましては、他の公営競技との整合性からそういったものが道が開かれるような法律改正がされております。したがって、今室原議員が言われます払戻し率の上限の緩和というの、法律の中には確かにそのようにうたってありまして、国交大臣が定める率は100分の80という上限になっております。

しかし、これが今言われるように芦屋と隣の競走場等において、払戻金の率が違うということはいろんな問題が出てまいります。したがって、この部分につきましては競艇の関係については100分の75ということで申し合わせがされておるということを知っております。したがって、この率を業界としてまちまちにやるということはないというふうに認識をいたしております。

このようないろんな問題がたくさんございますけれども、この辺が先ほど言いますようにいろんな、業務関係委員会だとか全国のそういう施行者の集まりの中でこの協議がなされた後に、こういったものが1つの通達というような形で流れていくというふうに理解をいたしております。そういうことで、まだ配分率の関係等についても確かにありますが、これはそのようにはならないのではないかというふうに思っております。

それと、先ほど言われますその19条の交付金の、いわゆる旧法と新法との間の差額の分につきましては、本来から言えばこの部分が即施行者のいわゆる負担減につながるということがこれが一番望ましいわけですが、今回のいわゆる全体の中でこの差額の中の一部を競艇振興センターという受け皿に入れまして、競艇全体の振興策に使っていかうというそういう構想でございます。

それ以外で、先ほど言います差額の30%相当額を施行者の収益改善に充てるという形にはなっておりますが、この中でも従来の競艇の情報化センター等々の負担金ですね、こういったものにも充当されるということですので、先ほど言いますように芦屋町が幾らぐらいになるかということについては、まだ詳細な内容についてはちょっとお話できない状況だというふうに思っております。

それから、1点目の経営の再建ということでございますけれども、これについては先ほど言いますように赤字団体等が非常に多くなりまして、競走会も非常に赤字だというような状況がございます。

そういったことから、先ほど言いますように20年の4月からいわゆる競走会、全国の18と連合会、この部分のいわゆる経営改善と言いますかそういうことで統合という話が出ております。したがって、この競走会の、それから連合会の統合ということは今協議がなされておまして、この辺の20年のスタートするまでに、この9月ぐらいまでには恐らく概要が出てくるのではないかと思いますので、この辺から競走会全体がどういう形になるのかということは私どももその辺になれば皆さんにお話ができるのではないかなというふうに思っております。そういったことでございます。

それから、運営の経営の内容について、組織の見直しとかいうようなお話もございまして、今回私どもの中でいるんな19条の交付金の問題だとかいろいろ、提言がっております。

したがって、そういったものが芦屋町の経営にどれだけ影響してくるかという部分もございまして、私ども、芦屋町の単独のものとしましてはかなりの経営改善と言いますか経費の節減については、今室原議員からいろいろありましたように、従業員のいろいろな賃金等々でかなり無理なお願いもいたしまして協力もしていただいて、その効果が経費の削減等々が18年度からそういった効果が発生してきたと。したがって、先ほど言われますような施設使用料といいますが収益の関係、こういったものに影響してきたんだというふうに思っています。

それで、あとこの経費の節減についてはある程度私ども単独の施行者としての部分はかなりやってまいりましたので、これからいかに売り上げを上げていくかということがもう緊急の課題だと思います。

したがって、こういう分野につきましてはいろいろなテレビの放映だとか、そういったもの

今までちょっと手つかずというか削減しておりましたが、こういう分野についても積極的に対応して行きたいということで、今放映関係についても流していくような形をしております。

それで、あと経営の、民間のそういうふうな方をもってきてはどうかというようなお話もございますが、こういった内容については私どもかなりそういったものはかかわってきまして、どこが問題点かということは私どもとしても十分承知してるわけでございます。

したがって、今までに内部的ないろんな経営の改善の検討委員会とか議会の特別委員会、それと先ほど言われますような民間の大学の教授等々で編成された検討委員会、こういった提言等もかなり私ども承知しておりますが、この民間の提言につきましても、その当時としてはこういう提言がいかげなと受け入れがたい部分もございましたけれども、年月がたちましてそういった内容をゆっくり見て行きますと、ある程度のを得た部分もあるなというような気もしております。

それで、ここら辺については全体でそういったものを経営改善をとということですが、業界としても今一生懸命こういう見直しをしてるさなかでございますので、その全体像を把握した中で今後必要なかどうかということは今後また検討して行きたいなというふうに思っております。

議長 横尾 武志君

室原議員。

議員 12番 室原 健剛君

最後になりますが、いわゆるいずれにしてもこの競艇事業の問題は芦屋町の将来展望にとっても、芦屋町の財政にとっても避けて通れない問題だと私は思うんです。

そこで、先ほどから申し上げますように、芦屋町の競艇事業の再建の第一歩は芦屋町単独の経営にあるとこういうふうに私は申し上げました。そのためには、ここに座っておられる議員さんたちがいまして競艇事業に関心を持ってもらいたい。

そのためには、今私が申し上げました、あるいは副町長が言われた、競艇事業経営についての、いわゆる経営の内部までは申し上げませんが、今連合会の動きはこうある、あるいは施行者協議会の動きはこうある、そういう情報をぜひ私は開示してもらいたい。そこに、この皆さん方の競艇に関する、いわゆる事業に対する関心が私は生まれると思うんです。

残念ながら、この競艇事業の情報については前鈴木町長の時代から、それこそ黒いベールに覆われて我々には何も情報は入らない、二カ町で聞くこともできない、聞きゃアウト。こういう状況が今までずっと来ましてから、これからはもっと競艇の情報を開示してもらって、皆さんが関心を持ってこの事業の問題に取り組んでいただけるようぜひお願いします。

そういうことで、この一般質問終わります。

議長 横尾 武志君

以上で室原議員の一般質問は終わりました。